

盛岡地方振興局長告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成21年6月26日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370103467	ハッピー盛岡茶畑・ヘルパーステーション	盛岡市東新庄27番地1 ピソ・ヴェルデ104号	株式会社ジャパンケアサービス東日本	平成21年6月30日